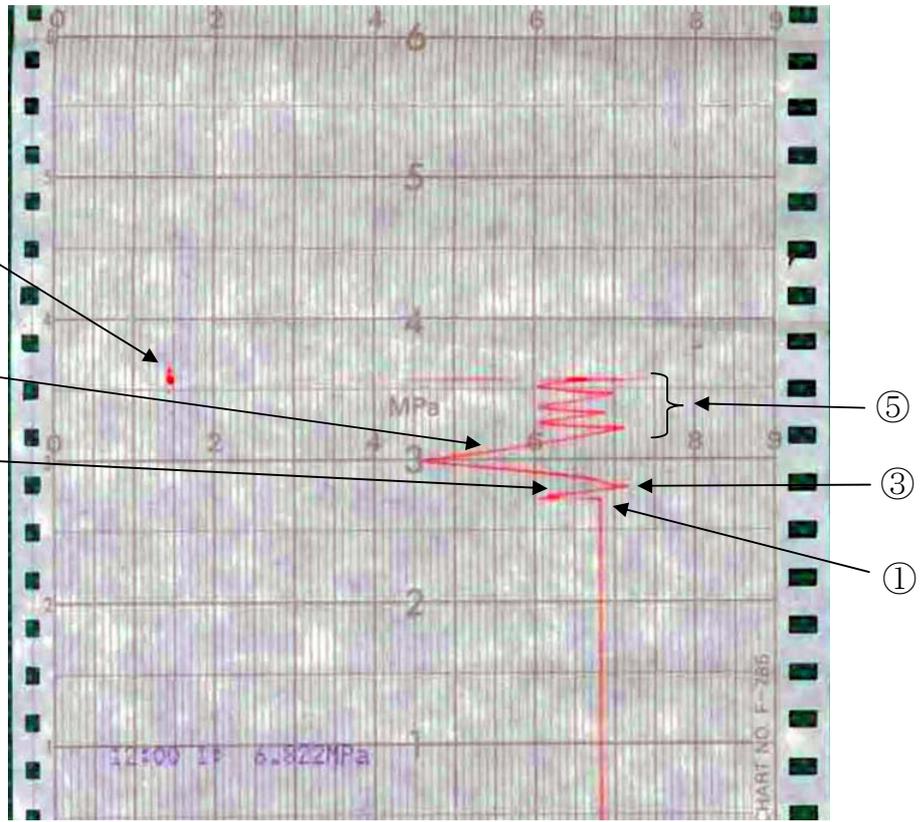


### 3.11、津波を前に、1号機で高圧ウロウロ運転

- 3.11のような地震が発生した場合、1号機の事故時運転操作手順書「第22章 自然災害事故」によれば、原子炉圧力を、運用圧の 6.8 MPaから 0.6 MPaまで下げ冷温停止を目指すことになっている。
- ところが、非常用復水器の作動による圧力自動降下中に、  
 圧力が 4.5 MPaまで下がったところで、運転員が非常用復水器を停止し、圧力を 7 MPaまで上昇させた ④、さらに、⑤ のように 6 MPaと 7 MPaという高圧力の間を行きつ戻りつという「第22章 自然災害事故」の手順書に存在しない高圧ウロウロ運転を 【1号 原子炉圧力】 繰り返していた。

添付資料-1-10

- その圧力高の最中に津波が来襲し冷却が停止したので、あつという間に安全弁から冷却水が吹き出し、燃料棒が露出し、メルトダウンしてしまつた。



PR-640-30	
No. 1	原子炉圧力

- ① 14時46分 地震によるスクラム
- ② 主蒸気隔離弁閉止に伴う圧力上昇
- ③ 14時52分 非常用復水器作動とそれに伴う減圧
- ④ 非常用復水器停止に伴う圧力上昇
- ⑤ 非常用復水器によると思われる圧力変動
- ※ 15時30分過ぎに津波が到来したと想定される。津波の影響によると思われる記録終了。

要するに、手順書「第22章」に従っていなかったのです。  
圧力を下げていなかったのです。

下記グラフ上の青矢印は、

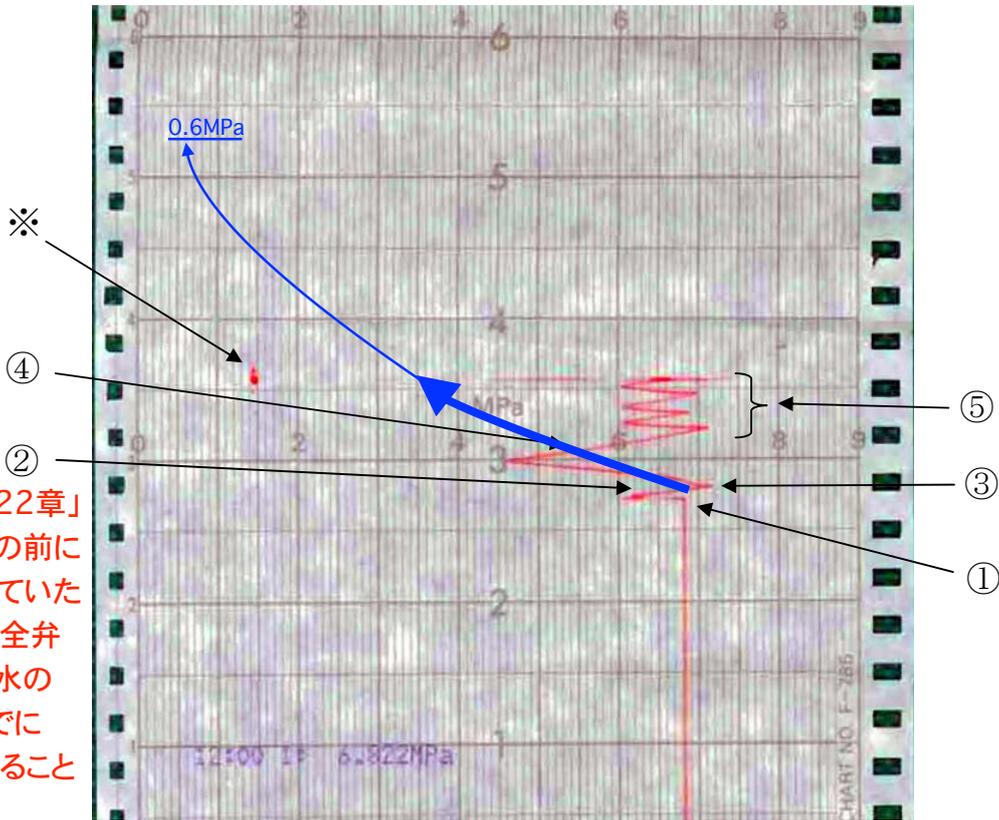
手順書「第22章」に従って IC 1台を手動起動し 55℃/h を守りつつ 0.6 MPa

に向けて減圧運転を継続した場合の、原子炉圧力予想曲線。

添付資料-1-10

津波による直流電源断により15時37分に冷却は中断されることにはなるが、津波が来る前に、原子炉圧力を半分程度にまで下げておくことが可能である。

【1号 原子炉圧力】



もし、  
 手順書「第22章」  
 に従い津波の前に  
 圧力を下げていた  
 としたら、安全弁  
 からの冷却水の  
 吹き出しまでに  
 時間がかかること  
 になるので、  
 燃料棒露出開始が後ろにズレ込み、メルトダウンも後ろにズレ込むことになる。

さて、

18時頃に直流電源  
が一時的に復活し、

PR-640-30	
No. 1	原子炉圧力

非常用復水器の運転が可能になったが、津波の前に手順書「第22章」に従い圧力を下げていたとしたら同時刻頃まで冷却水が残っており津波後のメルトダウンが避けられたのではという議論が当然のこと浮上する。

- ① 14時46分 地震によるスクラム
- ② 主蒸気隔離弁閉止に伴う圧力上昇
- ③ 14時52分 非常用復水器作動とそれに伴う減圧
- ④ 非常用復水器停止に伴う圧力上昇
- ⑤ 非常用復水器によると思われる圧力変動
- ※ 15時30分過ぎに津波が到来したと想定される。津波の影響によると思われる記録

この先、 終了。

東電は「高圧ウロウロ運転」の説明に窮し、嘘の説明を重ねることになるのであるが、  
 東電の嘘が大きければ大きいほど、  
 東電が必死に誤魔化そうとすればするほど、  
 逆に1号機のメルトダウンが避けられた可能性が真実味を帯びてくる。

単なる運転ミスでは済まされない背景がそこに潜んでいたのである。

## 東電は国会の特別委員会から3.11の事故に関する 手順書の提出を求められた。

衆科委 177 第9号  
平成23年8月26日

経済産業大臣  
海江田 万里 殿

衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員長  
川内 博 史

### 書類提出要求について

衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員会理事会の協議に基づき、下記書類の提出を要求いたします。

#### 記

科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する件の調査  
に関して

東京電力福島第一原子力発電所の事故時運転操作手順書、特に非常用復水器及び格納容器スプレーの取り扱いに関する部分を含むもの

政府は、事故原因の徹底的検証のため、東京電力株式会社に対し、当該資料の提出を求め、政府が、当委員会に対し当該資料を提出するよう要求する。

3.11の手順書と言えは何てったって「第22章」でしょう。「地震による自動スクラム」「外部電源喪失」「津波発生」まさに「第22章」のオンパレードです。

でも、圧力を下げていない。

さあ、どうする東電？